平成30年5月29日参議院文教科学委員会議事録

○松沢成文君 希望の党の松沢成文です。

大臣、昨日は決算委員会で、またあさっても質問ありますから、週三回大臣とやるわけですが、これは国会のスケジュール上しようがないので、私がしつこいわけじゃないので、是 非とも御理解いただきたいと思います。

大臣、ちょっと通告の質問に入る前に、今日の新聞に私は久しぶりうれしい記事が載った んですね。それは、東京オリパラ大会のボランティアの交通費支給へ見直し提言がなされた と、こういうことなんです。

実は、私、前々回のこの委員会の一般質疑で、あのときは主にオリバラ担当大臣、鈴木大臣に答えてもらったんですが、大臣も覚えていらっしゃるかどうか、今回の東京オリパラ大会、大変大きな大会で、組織委員会と東京都合わせると十一万人のボランティアを募集したいということだったんですね。ただ、そのボランティアの募集要項というのが三月に出たんですが、かなり厳しい条件、例えばユニホームや飲食は提供するけれども交通費や宿泊費は全部自己負担と、活動期間も計十日以上で一日八時間程度、これかなりフルタイムですよね。こういう条件に対してちょっと厳し過ぎるんじゃないかという意見を私は申し上げました。ボランティアというのは、決して無償の労働を意味するんじゃないんですね。自発的な労働を意味するんです。ですから、必要経費についてはきちっと払うというのもボランティアでありなんです。今回の東京大会は、研修会とか説明会だけでも三回、四回あるんですね。毎日会場に通うわけです、十日間以上。東京都内で宿を取るとしたら、かなり高いです。郊外に取ったら、また交通費も掛かる。こういう中でボランティア募集しても、よっぽど時間のある方、あるいはよっぽど金銭的にある方しか集まらなくて、十一万人厳しいんじゃないですかというのが私の指摘でした。

それを受けて鈴木大臣は、御指摘も分かりますので、早速組織委員会の方にはこういう御意見が国会で出たということを伝えたいと思いますと。私の意見も多少の影響はあったかと思うんですけれども、今回、ボランティアに対して、ここは交通費ですけど、こういう必要経費は最小限きちっとお支払いするという方向での議論がなされているということなんです。

これ、直接的には確かにオリパラ大臣ですが、例えば今組織委員会も東京都も、全国の大学の大学生にできるだけ東京オリパラのボランティアに参加してみたらどうかということを、お願いベースというか、やっているんですね。ですけど、これ教育問題にも関わりますし、例えば障害を持った方あるいは子育て世代の方でも多少の時間ならできる、でも、毎日、十日間、八時間といったら、もうこれ諦めざるを得ないという方もいると思うんです。

そういう意味では、私は文科大臣の管轄する教育の部分も少し関連しているんじゃないか と思いますが、文科大臣は、このボランティア、オリンピック、オリパラのボランティアで 交通費あるいは宿泊費の一部は必要経費として出していこうという方向性については、御支 持はいただけますでしょうか。

○**政府参考人(今里讓君)** 事実関係について、まず私の方から御説明申し上げます。

先生、前に負担が大きいであるとか非常に条件が厳しいということを御指摘いただいたことは承知しております。その時点で、例えば飲食などのお金は出す、それから東京まで来るというところの交通費はそれぞれが負担するというところでございましたけれども、東京都内で移動するときの交通費をどうするかなど、まだまだ決まっていないところがございました。それが先日、組織委員会の部内の会議で議論が行われて、方向性についてはまだ決定されているというところではないと承知しておりますけれども、一定の方向性が近々出て理事会で決まっていくと、こういう状況であるというふうに承知をしてございます。

○松沢成文君 大臣はどんなお考えでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 少なからぬ影響力を先生が発揮されて、鈴木大臣もそれを受けて この検討をされると、たしか隣におられたときかなと思っておりますが。

その国会での御議論も踏まえてこういう今見直しの方向になっているということで、直接の所管ではございませんけれども、いろんな方がやっぱりそういういろんな心配をせずにボランティアということで、これはめったにあることではありませんので、自分があのときにボランティアとして参加したんだという思い出をつくる可能性が増えるということについては望ましい方向ではないかというふうに思っておりますが、今次長からあったようにまだ最終決定ではございませんので、しっかりと見守ってまいりたいと思っております。

○松沢成文君 例えば一日千円の交通費を八万人の方に出したとしても十日間やってもらって八億ですから、組織委員会の予算というのは五千億以上あるわけですから、私はそれぐらいのきちっと配慮はなされるべきだと思っていまして、是非とも、文科大臣も機会があられましたらそういう形で議論を進めていただきたいと思います。

通告の質問に入りますが、この時期、私、毎年文科委員会で取り上げている問題があるんです。なかなか進まないので今年も取り上げます。国立大学における卒業式、入学式の国旗・ 国歌の問題なんですね。

さて、卒業式、入学式シーズンを終えました。今春の国立大学での卒業式、入学式における国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況を教えていただきたいと思います。

○政府参考人(義本博司君) お答えいたします。

国立大学の入学式、卒業式における国旗・国歌の取扱いにつきましては、各大学の自主的な判断によるべきものと考えております。と申しますのも、初等中等教育とは違いまして、大学においては学習指導要領に基づいて実施されるというような性質のものではなく、異なりまして、毎年度実施状況調査をするような性格のものではないことから、実施状況を調査するということについては考えておりません。

文部科学省としましては、各大学との意見交換を通じながら、適時適切に状況を把握して まいりたいと考えております。

○松沢成文君 昨年の十一月に、私、松野大臣に質問をした際には大臣こう答えているんですね。適切に国旗・国歌の問題に対応していただくように国立大学側へお願いをしたいと答えました。そこで、昨年の三月に改めて私は大臣に質問しました。十一月から三月までの間、この間、どのようなお願いを国立大学にしたのかと質問をしたところ、何か特定の形式でお願いをするということではなく、文部科学省として、各大学の実施状況について意見交換を通じながら、適時適切に把握をしつつ、各大学には適切に御判断をいただくことをお願いしていきたいと、まあ局長が答えたような回答であったわけなんです。この同じ質疑において、調査という形ではなく、意見交換を通じた状況把握なので、文部科学省により結果を示すことは考えていないというふうにも答えています。

でも、いろいろ意見交換しているわけですよね。たとえ意見交換を通じた方法によるものであったとしても、実施状況というのは文科省が把握しているんじゃないでしょうか。把握しているとすれば、私は、これは国立大学ですから国民に対して情報公開すべきだと思います。なぜ公表しないんでしょうか。その理由をもう一度大臣に明確にお答えをいただきたいと思います。

○国務大臣(林芳正君) この国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況ですが、調査という形ではなく意見交換を通じて各国立大学における状況を把握をするということでございまして、昨年 三月の松野前大臣の答弁でもありましたように、文科省から国立大学全体の結果をお示しす ると、そういった性質のものではないというふうに考えております。

大学の入学式、卒業式における国旗や国歌の取扱いは、これ各大学において必要に応じて その自主的な判断について説明がなされるというふうに考えております。

○**松沢成文君** 私、この問題を初めて取り上げたときは三年前でした。そのとき、たしか予

算委員会だったかな、安倍総理に質問した際に総理は、国立大学は税金によって賄われているということに鑑みれば、言わば新教育基本法の方針にのっとって正しく実施されるべきではないかというふうに答弁したんですね。私は、なるほどなと思いました。ただ、これを受けて当時の下村文科大臣が、国立大学法人学長等会議で各学長に対して国旗と国歌の取扱いについて適切な判断をお願いをしてくれたんですね。この下村大臣からの要請に対して、いわゆる大学の自治を脅かすとか、大学の自治に反するという批判がありました。これ、メディアでもかなり報道されましたし、私にもそういう意見も幾つも届きました。

ただ、私は、そもそも大学の自治というのは、憲法解釈上、研究の自由、研究発表の自由、 教授の自由といった学問の自由を保障するために認められているものであって、国立大学の 入学式、卒業式という節目の式典での国旗掲揚と国歌斉唱を要求することが学問の自由を侵 害し、大学の自治を損なうということには全くならないというふうに考えておりますけれど も、文科大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) この大学の入学式や卒業式における国旗や国歌の取扱いということは、大学の自治とか学問の自由ということを持ち出すまでもなく、各大学の自主的な判断に委ねられているというふうに考えております。

平成二十七年六月の国立大学法人学長等会議において、下村元大臣が各学長に対して国旗と国歌の取扱いについて適切に御判断いただくようお願いをしたということは、あくまでお願いでございますので、大学の自治や自主性の妨げになるものではないと考えております。

〇松沢成文君 私もそう思います。

そこで、国旗・国歌については様々な議論がありました、政治の場でも。ただ、もうかなり国民の間に定着している、支持率も高いわけですね。それから、国旗・国歌法もたしか十数年前にできて、きちっと国旗と国歌が法律で位置付けられたわけですね。

それから、国立大学というのは、運営は独立行政法人がやっていますが、設置者は国であ

ります。ですから、国に設置してもらって初めて国立大学は存在するわけですから、その国 を象徴するものを式典できちっと掲示する、あるいは国歌を歌うというのは、私は極めて当 然な、何というか、世界でいったら常識だと思うんですね。私も知事を務めておりましたが、 例えば県立の保健福祉大学、幾つかの学校がありました。大学であっても、きちっと国旗と 県旗を掲げて式典は行っておりました。私、当然だと思います。

そこで、どうしても日本の大学の教育現場ではこういう反対意見が起きるんですけれども、 私はもう一つ決定的な理由があって、国立大学の場合は目的養成といって、特に戦後、国立 大学を各都道府県にたくさんつくっていったときに、こういう人材を養成したいから国立大 学をつくるんだという目的養成があったんですね。その一つは、理工系の国立大学は、技術 者をたくさんつくっていかないと日本は発展できない、技術者をつくろう。もう一つは、国 家の礎は教育であるから、教員を、しっかりとした教員をつくっていこうということで、何々 教育大学というのが国立大学多いですけれども、これはみんな教員養成を目的とした大学な んですね。

で、この教員養成を目的とした大学の卒業生たちの多くは小中高の公立の学校の先生になるわけです。今、小中高は学習指導要領の下に、国旗・国歌、きちっと式典ではやりましょうという方向になっているんですね。先生になって学校現場で教えなければいけない人が一番大事な大学で全くそういう発想がなくなってしまっているというか、違った状態に置かれているというのは、私はそこで卒業して先生になる方たちにも不幸だと思うんです。その方たちも恐らく小中高と、式典ではきちっと国旗・国歌がある状況で卒業してきているんですね。

ですから、私はこの目的養成を考えても、私は国立大学で、国立の大学ですから、きちっと国旗・国歌が掲揚されて斉唱されるべきだと考えておりますけど、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 繰り返しになるかもしれませんが、今目的養成というのも委員から指摘があったところでございますけれども、松野大臣も昨年三月におっしゃっておられますが、前大臣ですね、国立の教員養成大学・学部、これは、教育に係る国の責任に鑑みて、安定的に質の高い教員を一定数養成する観点から、原則として各都道府県に設置されて、初等中等教育分野を中心に教育養成について主要な役割と果たしておりますと。そして、教育課程と指導法に関して、これは国立大学に限らず全ての大学の教職課程で履修することになっておりまして、その内容、これは学習指導要領に則したものでなければならないとされておりまして、各国立大学においては、こうしたことも踏まえつつ、国旗・国歌の取扱いについて検討していただきたいと考えております。これ、まさに去年、松沢議員とのやり取りにおいて松野前大臣が答弁されたとおりでございまして、私もそのとおりだというふうに思っております。

○松沢成文君 文科省は、法令に基づき、大学教育の振興に関する助言を行う権限を有して おります。お願いを受けて大学側がどのように反応したのか、状況を把握しなければ逆に助 言をすることはできないと思うんですね。

文科省として改めて実施状況を調査することで、状況を把握して、卒業式と入学式で国旗 を掲揚し国歌を斉唱するよう、国立大学側へ適切に要請及び助言を行っていくべきであると 考えておりますけれども、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 先ほど少し述べましたけれども、国旗掲揚、国歌斉唱の実施状況については、やはり意見交換を通じて各国立大学における状況を適時適切に把握するということで、この実施状況を調査するということは考えておらないところでございます。

文科省としては、文部科学省設置法等の規定に基づいて、平成二十七年六月の国立大学法 人学長等会議において、下村元大臣が各学長に対して、国旗と国歌の取扱いについて適切に 御判断いただくようお願いをしておるところでございますので、これで各大学に趣旨は伝わ っているものと理解をしておりまして、文部科学大臣として改めて要請等を行うということ は考えておらないところでございます。

○松沢成文君 国立大学の運営について情報公開するということは、私は国民の知る権利に応えることだというふうに思っています。

国立大学の式典できちっと国旗・国歌の対応ができているか否かというのは、国立大学を受ける受験生やその保護者も結構知りたいところなんですね。というのは、私がこの質問を繰り返していると、よくいただく御指摘は、うそでしょうと、国立大学なのに国旗も飾っていないのと、いや、信じられないと。普通、これ一般的な常識なんですよね。

ですから、それに反対する人たちは、反対する理由を正々堂々と述べればいいんです。我々の思想はこうだから、我が大学の式典には国旗・国歌は必要ありません、そう考えていますと。だから、そういう情報を基に受験生は大学を選べるわけですよ。

これ、私は、受験生や父母の選択の自由にもつながる問題、国民の知る権利にもつながる問題だと思っています。設置者は国なんですから、国がきちっと調査して状況を把握して情報公開するというのは、私はきちっと対応できると思っていますけれども、是非とも文科大臣、こういう改革を大臣の時代やりましょう。最初の下村大臣は、一歩進んで大学学長会で言ってくれたんです。その後の馳さんと松野さんになると急にトーンダウンしちゃって、何か相談しながら話し合えばなんてなっちゃうんですね。私は、こういう改革はきちっとやっぱり政治の判断でやっていくべきだと思うんですが、私は林大臣ならその改革する力があると信じていますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(林芳正君) 御期待に沿えないかもしれませんが、先ほど、最初に申し上げましたように、大学の入学式、卒業式におけるこの国旗や国歌の取扱い、これはやはり各大学において必要に応じてその自主的な判断について説明がなされるべきものと、こういうふうに考えておるところでございます。

○松沢成文君 スポーツ庁、済みません、ちょっと時間なくなったので、また今度やります。 どうもありがとうございました。